



片平丁、北門食堂（S35年生協に移管されて、今なお健在）

# 東北大学法学部同窓会 会報

第35号  
東北大学法学部同窓会

〒980-8576  
仙台市青葉区川内  
東北大学法学部内  
Tel・Fax 022-795-6181  
発行日 平成20年7月18日

印刷所  
株式会社廣済堂



## 川内だより

会長 稲葉馨

馨

同窓会長として無事2年目を迎えることができました。これも偏に、役員・事務局の方々をはじめとする同窓の皆様のおかげと存じます。特に昨(平成十九)年度は、本学創立百周年に当たり、同窓の方々には大変にお世話になり、心より感謝申し上げます。少しだけ触れさせていただきますと、六月二十二日の創立記念日には「青葉もゆるこのみちのく」が正式に学生歌として認定されました。百周年記念まつりが開かれた八月二十五日には、片平キャンパスの旧図書館、今は法科大学院・公共政策大学院の第四講義室となっている部屋で理事会を開催した後、昔とほとんど変わらない(オンボロな)ままの「北門食堂」に移って懇親会が賑やかに行われました。この機会に同期会を仙台で実施していただいた方々もおられ、川内にも足を伸ばしていただき大変つれしく存じました。また、なんと申しましても「百周年記念事業募金」への多大なる寄与をあげない訳にはまいりません。部局別で見ますと、工学・医学に次いで法学部同窓からのご寄付額が堂々第三位となりました。

さて、恒例によりまして、法学部・法学研究科の近況等につきまして、ご報告させていただきます。まずは、教員の転出入等です。いずれも公共政策大学院の実務家教員であられる渥美恭弘教授(財務省)および西久保裕彦准教授(環境省)が、それぞれ平成十九年七月十二日、同月三十一日付けで本省に戻られました。

また、女性スタッフの草分け的存在でもある国際私法の西谷祐子准教授が、同年十月十六日付けで辞職され、ドイツ・ケルン大学で研究に従事されることになりました。他方、公共政策大学院の実務家教員として、八月一日付けで苦瀬雅仁教授が環境省より、また、十月一日付けで海野洋教授が農林水産省より着任されました。

他方、昨年度は同窓会名簿刊行の年に当たりましたが、すでに販売数は目標の千部を突破することとなりました。作成過程での情報提供を含めまして、皆様のご協力に重ねてお礼申し上げますと共に、本年度も引き続き販売しておりますので、ご入用の方は、お早くお申込み下さるようお願い申し上げます。

続いて、年度の切り替わり時期における異動ですが、まず、河上正二教授（民法）、山元一教授（憲法）裁判所からの法科大学院への派遣教授であられる畠一郎判事、公共政策大学院の実務家教員であられる西村篤子教授（外務省）、そして山崎暁彦助教（民法）が本研究科を去られることになりました。特に、河上教授には、一九九〇年四月に助教授として着任され以来、十八年の長きにわたりご専門の研究・教育はもとより、無料法律相談所長を含め多方面にわたりてご尽力・ご活躍いただきました。また、二〇〇〇年四月から三年間は法学研究科長・同窓会長をおつとめいただき、同窓会の発展にも寄与されました。ところ大なるものがありました。なお今後は、河上教授は東京大学大学院法学政治学研究科で、山元教授は慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）で研究・教育に当たられることになります。これに対し、四月からの新任教員としては、谷村武則教授を仙台高裁から法科大学院の実務家教員としてお迎えしたほか、井上和治准教授（刑事訴訟法）および中原太郎准教授（民法）がご着任、また、阿部未央（労働法）・石月真樹（民法）の両氏が助教に採用されました。

次に、名誉教授関係です。長年にわたり国際司法裁判所の判事をおつとめになり、また、本学におきましても総長選考会議議長等の要職を担われました小田滋名譽教授（国際法）が、このほど文化功労者に選任されるという栄誉に浴されました。詳細は、植木俊哉教授（本学理事）の別稿に譲りますが、同窓会としても、心からお喜び申し上げたいと存じます。他方、残念なお知らせとなりますが、服部榮三先生（商法）には、本年一月二十七日に永眠されました（満八十七歳でした）。昭和三十二年四月に着任され昭和五十九年三月に定年退官されるまで、二

十七年の長きにわたって本法学部教授としてご活躍されました  
が、なかでも昭和四十七年四月から二年間法学部長・法学研究科長をおつとめになり、川内  
へのキャンパス移転問題の処理に尽力されたことは  
多くの方の記憶にとどめられていることと存じます。  
謹んでご冥福をお祈りいたします。

でも六十八校中第十一位に付けました。もつとも、これまでの司法試験ですと、合格者人数に波があるようになりますので、今回の結果に甘んじることなく、また結果のみに一喜一憂せず、眞の実力のある法科大学院生を世に送り出すよう、一層の努力を傾注する所存です。

同窓会長として各地の同窓会支部にお呼びいただいておりますが、昨年度は七月二十八日に広島支部の設立総会が開かれ、新支部誕生の場に立ち会うと、いう幸運に恵まれました。のみならず、桑江支部長を初めとする同窓の方々のご配慮により、二次会では広島の美酒を堪能するという余得にあずかることができました。現在支部活動が停滞している他の地域におきましても、広島支部のように、同窓の輪が広がり、連帯の絆が一層深くなることを期待しております。本部（事務局）におきましても支部活動を積極的に支援申し上げたいと思つておりますので、お気軽にお声かけいただければ幸いです。

最後になりましたが、約七年間にわたって同窓会本部事務局長をおつとめいたきました及川行翁氏（昭和三十六年卒）が、平成二十年三月末日をもつて退任され、清水廣行氏（昭和三十九年卒）にバトンタッチすることとなりました。及川事務局長は、その在任中に見事に財政の建て直しをはかり、同窓会組織の活性化を果たされたるなど、法学部同窓会のために多大な貢献をされました。同窓会を代表して、あらためて心よりお礼申し上げます。

程（前期・修士・後期・博士）を置いている研究大  
学院では、このところ新入生が一学年定員（前期・  
後期各二十名）の半数に充たない状況が続いており、  
対応を迫られているところです。他大学でも似た状況  
にあり、法科大学院へ法学部生が流れている結果と  
も言えますが、研究者養成、惹いては法学・政治学  
の将来にもかかわる重大な問題であると受け止めて  
おります。

なお、昨年の九月に発表がありました第二回新司

法試験の結果は、まことにそのものでした。初回が平均合格率に若干及ばなかつたため、今回はそれを上回ることを第一の目標にしておりましたが、結果は約八・七ポイントも上回り、合格人数（四十七人）

# 小田滋先生の 文化功労者受章を祝して

東北大学理事

(法務コンプライアンス・国際交流総括担当)

前東北大学院法学院研究科長・

法学部長(前法学部同窓会会長)

植木俊哉

東北大学名誉教授(法学部)

な司法機関(国際憲章92条)

で日本学士院会員の小田滋先生

は、平成19年度の文化功労者に

選ばれ、11月5日にその顕彰式

が東京で行われました。小田先

生は、昭和25年から長年にわた

り東北大法で国際法を担当され、昭和51年2月にオランダ・ハーレーにある国際司法裁判所の裁判官所(International Court of Justice, ICI)の裁判官にご就任された後、平成15年2月の裁判官ご退任に至るまで3期27年の長きにわたり「国際連合の主要

な司法機関(国際憲章92条)として数多くの事件について判断を下し、国際紛争の平和的解決に多大のお力を尽くされました。このたび、小田滋先生が以上のような多年にわたる世界的なご功績により文化功労者に選ばれましたことは、東北大法部及び同窓会にとりましても大変喜ばしくかつ光栄に思う次第であり、心よりお祝い申し上げたいと存じます。

小田滋先生は、大正13年10月に札幌市でご出生になりました。昭和22年9月に東京帝国大学法学院政治学科をご卒業され、昭和25年4月に東北大法部でご赴任されました。ご赴任直後の先生の研究室は、片平キャンパスの正門を入ってすぐ右側の法文



ICJ退任の日(2003.2)

第一研究棟の2階の角にあり、ご着任早々に当時の大学本部棟(片平キャンパスに今なお現存する建物ですが、本年末頃に取り壊される予定と聞いております)前で起きた本学の歴史上著名な「イールズ事件」の騒動を

当時の法学部長は、初代学部長の中川善之助先生であり、小田先生は仙台にご着任された当時に多くの中川先生の思い出とともに中川先生の追悼記念号のご論稿の中で記しておられます。(「仙台の中川先生と私」『法学セミナー』昭和51年4月臨時増刊号)。

東北大法ご着任後、小田先生は、昭和25年9月に戦後最初の大変喜ばしくかつ光栄に思う次第であり、心よりお祝い申し上げたいと存じます。

小田滋先生は、大正13年10月に札幌市でご出生になりました。昭和22年9月に東京帝国大学法学院政治学科をご卒業され、昭和25年4月に東北大法部でご赴任されました。ご赴任直後の先生の研究室は、片平キャンパスの正門を入ってすぐ右側の法文

世界的な舞台でご活躍を続けられました。昭和33年にジュネーブで開催された国連第1次海洋法会議では、日本政府代表の一員としてジュネーブ海洋法4条約の審議・採択のための外交会議に参加され、その後も国連拡大海底平和利用委員会、国連第3次海洋法会議等の数多くの国際会議において、日本政府の代表として多大のご尽力をされました。また、昭和43年に

小田先生は、昭和50年秋の国

学の国際法担当教授として本学部での教育研究に従事されると同時に、多くの国際会議や国際学会等において日本を代表して

世界的な舞台でご活躍を続けられた。昭和33年にジュネーブで開催された国連第1次海洋法会議では、日本政府代表の一員としてジュネーブ海洋法4条約の審議・採択のための外交会議に参加され、その後も国連拡大海底平和利用委員会、国連第3次海洋法会議等の数多くの国際会議において、日本政府の代表として多大のご尽力をされました。

その後も小田先生は、東北大法の国際法担当教授として本学部での教育研究に従事されると同時に、多くの国際会議や国際学会等において日本を代表して世界的な舞台でご活躍を続けられた。昭和33年にジュネーブで開催された国連第1次海洋法会議では、日本政府代表の一員としてジュネーブ海洋法4条約の審議・採択のための外交会議に参加され、その後も国連拡大海底平和利用委員会、国連第3次海洋法会議等の数多くの国際会議において、日本政府の代表として多大のご尽力をされました。

その後も小田先生は、東北大法の国際法担当教授として本学部での教育研究に従事されると同時に、多くの国際会議や国際学会等において日本を代表して世界的な舞台でご活躍を続けられた。昭和33年にジュネーブで開催された国連第1次海洋法会議では、日本政府代表の一員としてジュネーブ海洋法4条約の審議・採択のための外交会議に参加され、その後も国連拡大海底平和利用委員会、国連第3次海洋法会議等の数多くの国際会議において、日本政府の代表として多大のご尽力をされました。

小田先生は、昭和50年秋の国

連総会及び安保理での選挙にお

いて、国際司法裁判所の裁判官に選出され、翌昭和51年2月か

ら裁判官としてオランダのハー

グに赴任されました。9年間にわたり裁判官としての任期の終了後も、昭和59年及び平成5年

の国連総会及び安保理における

選挙で裁判官に三選され、平成

15年2月に至るまで3期27年の

長きにわたり、国際司法裁判所の裁判官として数多くの国際事

件の審理にあたり、判決を下さ

れたと述べておられます。

このことは先生がその後

の長きにわたりお務めになつた

3年及び2004年刊行の2冊。

1200ページ(\*)に収録されております。また、小田先生は、この間、昭和50年にアメリカ国際法学会名誉会員、昭和54年に万国国際法学会 (Institut de Droit international) 正会員にそれぞれ選出され、平成9年にエール大学法学校最高功績賞を受賞されたほか、平成6年には日本学士院会員に選定され、平成15年には瑞宝大綬章を受章されております。また小田先生は、平成16年7月に仙台市名誉市民の称号を仙台市から贈呈されました。さらに小田先生は、平成16年4月の国立大学法人化により大きな転換期を迎えた國立大学法人東北大学の初代の経営協議会委員と総長選考会議議長を務められ、法人化後最初の総長選考の重責を担われました。

以上のような数多くの輝かしい経歴をお持ちである一方、小田先生は、その細やかなお心遣いと暖かいお人柄で、先生を知る多くの方々から大変慕われております。ハーネスの先生の)自宅を訪問した客の多い、仙台や東京、世界各地を網羅する先生の)交友の幅広さは、先生のオープニングで暖かいお人柄に負うといふが大きいものと思われます。現在は、東北大学片平キヤンパスの中に、先生が集められ

た世界的に大変貴重な国際司法裁判所の関係資料を小田先生の記念裁判資料室として整理する作業を進められており、同時に昨年最高裁判決が下されたわゆる光華寮訴訟等に関して弁護士としてもご活躍中であります。第2次大戦直後から60年近くの長きにわたり、私どもの東北大法学部で多くの貴重なご指導とご教示を賜りました小田先生のますますの)健勝とご活躍を中心より祈念し、先生の文化功勞者受章を法学部の教職員・学生・同窓生の皆様とともに心よりお祝い申し上げたいと存じます。

\* E. McWhinney : Judge

Shigeru Oda and the Progressive Development of International Law.Opinions (Declarations, Separate Opinions, Dissents) on the International Court of Justice, 1976-1992.

Martinus Nijhoff Publishers (1993) 及び E. McWhinney and M.Kawano.Judge Shigeru Oda and the Path to Judicial Wisdom, Opinions (Declarations, Separate Opinions, Dissenting Opinions) on the International Court of Justice, 1993-2003.

Martinus Nijhoff Publishers (2004)

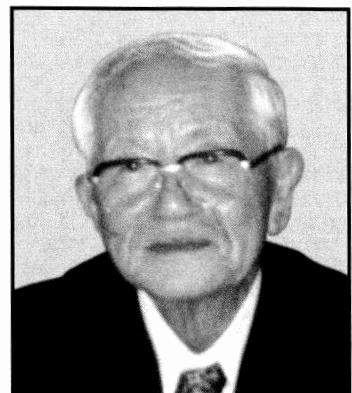
## 同窓会事務局長退任に際して

及川行翁(S36卒)



伊達家三大名刹の一つ「昌伝庵」は、我が家の菩提寺です。その住職は、昭和10年卒の大石孝章様でした。子供の頃から怖かった大石先輩の「皆のために働きなさい」鶴の一声により事務局長をお受けした。その後から現状を知れば知るほど「大変さ」が身に滲み、絶望感に襲われた事もあったが「艱難汝を玉にす」の教訓を胸に、信翁(父)・忠翁(叔父)・行翁(私)三人の名誉のために頑張った。…時は過ぎ東北大学百周年記念行事・4年に1度の同窓会会員名簿発行を終え、収支決算三期連続黒字化を確信した期末に、体調不良で退任を決意した。思えば、①小野寺前事務局長の「困った時のための引継書」、②S22年卒津軽芳三郎様・31年卒阿部長様はじめ合計6名共同執筆の会報30号「同窓会のあるべき姿」=「道しるべ」、③34年卒の田畠精治様の人材推举(43年卒の酒井昌弘・42年卒岡崎隆一両名加入)…という「幸運」に恵まれ、平成15年には、念願の「同窓会改革案」とも言うべき「会則改正」が吉田先生のご指導により成立した。然し、新会則の施行は順風満帆ではなく、終身会員制度の廃止には異論もあった。諸先輩にはご心配をお掛けしたが、会員の説得に植木会長の「お手紙」は値千金であった。河上会長には、平成15年度名簿発行時のトラブル解消に多大のご支援を賜り、現稲葉会長には、百周年記念行事の先頭に立たれ、工学部・医学部に次いで「同窓会個人寄付第三位」の栄誉に浴した。副会長の庄司先輩・阿部先輩のご助言、佐藤福島・大錦大阪支部長はじめ各支部長の激励、監事・常任理事のご協力等組織全体の機能が発揮された。…私は極めてラッキーであった。最後に「君達は、東北大学法学部を出ているのだ!(どこにも)負けるな! (もっと) 気概を持って! (前へ)進め!」故飯塚毅顧問の言葉を噛み締め、「同窓会員同士の絆」を強め、新任清水事務局長へのご支援・ご協力を切にお願い申し上げます。

先生の奥様が、昨年の大晦日の  
昼過ぎに亡くなられたという電  
話をいただいたのは本年元旦の  
午後のことでした。法学部の後  
輩で同じく服部先生の弟子に当  
たる明治大学法学部教授の稻庭  
恒一君等とともに、取るものも  
とりあえず急速、伊豆高原のお  
宅に弔問に出かけたのでしたが  
お宅にはどなたもおられず、す  
ぐにそれまで2週間近く入院さ  
れていた奥様の看病疲れとその  
急逝のショックから、服部先生  
ご自身も肺炎等に罹られ同じ病  
院に入院されたとのことで病  
院へと直行した次第でした。病  
室での先生は相當に気落ちされ  
ておりながらも、われわれがい  
きなり訪れたことに驚かれ同  
時によく来てくれたと喜んでい  
ただいたことは何よりであります  
した。その日はそのまま伊豆に  
泊まり、翌日の亡き奥様の本葬  
儀を済ませ、後ろ髪を引かれる  
思いで伊豆を後にした次第でし  
た。その後1ヶ月も経たない1



服部榮三先生を偲ぶ

専修大学法科大学院教授

新山雄二

先生の奥様が、昨年の大晦日の  
昼過ぎに亡くなられたという電  
話をいただいたのは本年元旦の  
午後のことでした。法学部の後  
輩で同じく服部先生の弟子に当  
たる明治大学法学部教授の稻庭  
恒一君等とともに、取るものも  
とりあえず急遽、伊豆高原のお  
宅に弔問に出かけたのでしたが、  
お宅にはどなたもおられず、す  
ぐにそれまで2週間近く入院さ  
れていた奥様の看病疲れとその  
急逝のショックから、服部先生  
ご自身も肺炎等に罹られ同じ病  
院に入院されたとのことにて病  
院へと直行した次第でした。病  
室での先生は相當に気落ちされ  
ておりながらも、われわれがい  
きなり訪れたことに驚かれ、同  
時によく来てくれたと喜んでい  
ただいたことは何よりでありま  
した。その日はそのまま伊豆に  
泊まり、翌日の亡き奥様の本葬  
儀を済ませ、後ろ髪を引かれる  
思いで伊豆を後にした次第でし  
た。その後1ヶ月も経たない1  
月21日は突然、まるで奥様の跡  
を追われるよう、先生ご自身  
のご訃報までをも受け取ること  
になり、文字通り信じられない  
気持ちでいっぱい、天を仰ぐ  
ばかりにて言葉もない有様で  
した。

ただ、かろうじて、小生の場  
合は、先生が長年にわたつて主  
宰してこられた企業法理学会の  
月例研究会（1月19日）の終了  
後に、それまで無遅刻無欠席で  
あられた先生に研究会の様子な  
ど報告のお電話を差し上げ、す  
ぐに退院されてご自宅におられ  
た先生としばらく話をすること  
ができ、ちょうど風呂上がりで  
これから晩酌をやるところだと  
明るい元気なお声で語られ、2  
月例会からはまた復帰するとい  
う力強い、今思えば先生の最後  
のお声を拝聴することができた  
ことは何よりの慰めであつたと  
思っています。碩学の名にふさ  
わしい先生のご業績やご学問の  
在りよう等については、先生の  
ご逝去に対する小生の追悼の辞

825号（2月25日号）に、きわめて簡単ながら、掲載しておられますのでそちらに譲り、ここでは、学生時代に先生のゼミに参加させていただいて以来、長年にわたってご指導を頂いてきました弟子である小生としての、きわめて私的でパーソナルな先生の思い出をいくつか書かせていただきたいと思います。

さて、先生の思い出で真っ先に触なければならないことはやはりお酒との関係でしょう。学生時代当時の片平丁の研究室で行われていた学部ゼミの頃すこしでも、何回かに1度はゼミ修了後1番町の裏通りにあった飲み屋に繰り出して、お酒とのつき合いを教えられ、大学院や助手時代には毎週の研究会が終わるたびに飲み屋へ直行するのが恒例となり、お酒に弱い小生も大いに鍛えられた次第です。また夏休みや正月には弟子仲間2、3人で1升瓶を抱えて台の原のお宅を訪ね、奥様を煩わせたこ

風にもよつたのですが、誰でもどんな発言でも自由に行えるという、他の学会や研究会等にはあまり見られない自由闊達な議論を行うことができる場所でありました。しかし、逆に言えば、発表者にとってはそれだけ怖い、四方八方からの厳しい質問に曝され、その実力を試されてくる学会でもあったのですが、わが国の商法学界においてそういう重要な得難い役割を果たしたことをもとに、10年ほど前にはこの大規模学会は廃止され、その後は弟子を中心としたインター・カレッジの10名前後の研究者・実務家による、先にも触れた企業法理学会と称する月例研究会と年1回温泉等で行う合宿研究会（北京大学での「会社法日中シンポ」を含む）が続けられました。この学会のもう一つの特徴は、必ず温泉等で行わることから、学会に所属して

の講義等についても先生の場合はおよそ休講は考えられませんでしたし、その後の研究会にもメンバーは必ずネクタイ着用しなければならないといった外観の在りように始まり、研究報告等については、大学院生といえども対等な一個の研究生徒として扱われ、いい加減な報告をしたりする場合にはぎりぎりと追求されることもたびたびでした。頭脳明晰な先生の前でのわれわれの報告は、まさに冷や汗三斗の思いを地でいく様相であったことを忘れることはできません。ただ、先にも述べましたように、何より先生は学問研究の自由を尊ばれていたようと思われます。今までどこでも話したことはない私事にかかわって大変恐縮ですが、小生の研究者生活のスタートにかかるる話を若干触れさせていただければ、小生の学問研究スタートであつた大学院での修士論文審査に際しての話なのですが、株式会社における

とも忘れられない思い出となつています。その後先生の研究会は拡大の一途を辿り、毎年1回全国各地の有名温泉を訪ねつつ、商事法学会の名の下に、多いときは全国から5、60名の研究者が集まつた研究活動が行われるようになりました。この商事法学会は、当時岡山に住んでいた小生もそうでしたが、とりわけ地方に住んでいるものにとつて、貴重な研究発表の機会を与えられることになつたと同様に、先生は学問に対しても真摯で、いよいよ研究者からは羨みややつかみ半分に「温泉学会」と呼ばれることが多かったということ、さらには、何よりこの学会の第二次会（夜の部）が、昼の激しく厳しいディスカッションに反比例した、ある人によると「お酒の池を泳ぎ回るがごとき」と表現されたような宴会として、とりわけ有名になつたことにもあつたといえましょう。

しかし他方において、先生

所有と経営の分離現象をどう見るかにつき、マルクスの「資本論」やヒルファーディングの「金融资本論」や多くの経営経済学者の論文等に依拠しつつ、当時先生が共感を示しておられた株式債権説を批判し、株式・社員権説の再評価を強調した小生の拙い修士論文について、もう一人の審査委員の先生は、「これは法学の論文ではないね」と一蹴されたにもかかわらず、服部先生は、「結局、君は債権説を批判しようとしているんだね」とだけおっしゃられたことが今でも耳に残っております。これは「否」という結果になるのだろうとそのとき覚悟した次第でした。しかし、何とか修士の学位を出していただいただけではなく大学院終了後の助手への就職をも勧めてくれ、法学部教授会での了承をもとつてくださったといふわけで、この出来事を思い出しても、そしてまたその後の私自身の研究の在り方についても、文字通り自由に好きなようにさせていただいたということを振り返ってみても、服部先生は、先生の学問の内容はもちろん、学風という点でいっても、文字通りリベラリストしての面目躍如たるものがあつたということができるのではないかと思つています。

のしわ寄せや負担の重さは相當なものがあつたのではないかとか、推察されます（逆に言えば、その、先生の日常生活における幽様への依存度の強さが、このとうな跡を追うように身罷されることになった大きな要因であつたのかもしれません）。また、手紙や論文の抜刷りを送つた場合でも、先生は「原則として？」3日のうちに必ずお礼の返信を書くというスタイルを一貫されておられました。ずばらな生などは、当初、そういうものとは知らずに、さまざまな研究者仲間から送られた抜刷り等に対する礼状も、頂いてから大分時間が経つてから気が向いたときに出したり出さなかつたりと、いう仕方に終始していたのでしたが、あるときには先生のそのやり方に気づき、次第にそれを真似るようになり、いつの間にか小生自身も、原則として（あくまで原則として）にぎないので（ですが）、受け取つてから2、3日のうちには返信を認めるというやり方を踏襲するようになつてきました。どうか、今はただ、最愛の奥様とともに天国でゆつくりとお休み下さることを祈り上げるばかりでございます。

先生、長い間ご迷惑ばかりかけてきた不肖の弟子の戯言を何とぞお許し下さい。先生、いろいろと本当にありがとうございます。

## 講演要錄

## 「女性法曹の軌跡」

東北大学法科大学院教授

藤田紀子

(昭和43卒)



## 法学部春季講演会から

「女性法曹の軌跡」—女性弁護士として私の心掛けること、目指すこと—

平成19年度東北大学百周年記念事業講演会（5月25日　於東北大学法学部）

本稿は講演内容を講師に要約して頂いたものです。

(講師略歴) 富山県出身。昭和43年東北大学法学部卒業、同年司法試験合格。46年仙台弁護士会登録。現在、藤田綜合法律事務所所長の傍ら、東北大学法科大学院教授として活躍している。

○低かった女性の地位  
戦前の日本の女性の地位は非常に低かった。完全な男性社会で、女性は常に男性に支配されるというような状態だつたし、家制度というのが強くて、家督の権限が強く、女性にとって、いわゆる「男尊女卑」が強く生きていた時代だった。

○低かった女性の地位 戰前の日本の女性の地位は非常に低かった。完全な男性社会で、女性は常に男性に支配されるというような状態だったし、家制度というのが強くて、家督の権限が強く、女性にとって、いわゆる「男尊女卑」が強く生きていた時代だった。

教育においても差別されていて、男子は教育を望めば最高学府までの教育を受けることができた。ところが、女性は、小学校を終えると、4～5年制の女学校に行つて、それから3年制の専門学校に行くということでの高等教育を受ける機会、男性と同じように教育を受ける機会が非常に制限されていた。そのなかで、東北大学（当時は東北帝國大学）は、大正3年という非常に早い時期に、全国で初めて（これは残念ながら法学部ではなくて理学部であるが）、女性3名の入学を受け入れた。その後、明治大学で昭和4年、北大は昭和5年と、「例外的」ではあるが、女性の入学を認める大學が出てきた。でも、その頃はまだ、女性が弁護士になるとかまして裁判官や検察官になると、いうことはできない、そういう時代だった。

ことが規定されていたが、その後何度も請願を重ねた結果、昭和11年に改正され、やつとこれで女性も弁護士になれるようになりました。昭和13年に、日本で初めて3名の女性弁護士が生まれた。そのうちのお一人は三淵嘉子さんといって、私も非常にお世話をなつた、とても尊敬している方である。

昭和20年までに、さらに8人の女性弁護士が誕生した。そして、新しい憲法の下で、昭和24年4月に、初めて3人の女性法官者が出了た。そのうちの一人は、三淵嘉子さんが弁護士から裁判官に任命された。それからは毎年1～2名の女性法官者が出て、どんどん女性も法曹界に進出するようになった。

ところが、昭和30年頃から、戦後の男女平等の運動に対して、反動とまでは行かないまでも、女性に対して拒否的な動きが出てきて、裁判官も検察官も女性を採用しない、という年が続いた。弁護士事務所でも、女性弁護士は採用しても出産や育児ということなどで休みがちで役に立たないということで、女性弁護士は不採用、ということを明言する例も出てきた。これに対しても、戦後作られた「婦人法律家協会」が、何度も、そのようなことのないように、きちんと女

性を採用するように、という要請をした。

ここで、統計を見てみると、検察官は、全体の数が増えたこともあるが、昭和52年には、2000人のうち女性は20人(1%)、今は2480人のうち234人(9.5%)、10倍以上増えている。

裁判官は、昭和52年には、2700人のうち女性は58人(21%)、それが今は3200人のうち450人(14%)である。

弁護士は、昭和50年には、10000人のうち3000人(31%)位であったが、その後、毎年毎年増えて、今は22000人のうち3137名(13%)という統計が出ている。

日弁連の「女性の地位を守るために法制度・平等に関する委員会」で「三人から三千人へ」という本を作ったが、まさに、昭和13年の弁護士法改正で、3名の女性弁護士が誕生した後、それがとうとう3000人を超えた。

### ○労働差別改善への動き

戦後は新しい憲法・法規の下で出発したが、現実はいろいろなところで差別があった。例えば、労働の場でも、女性

は男性と比べて賃金が低いとか、請をした。

同じ仕事に就かせてもらえない、それともあるが、昭和52年には、2000人のうち女性は20人(1%)、今は2480人のうち234人(9.5%)、10倍以上増えている。

裁判官は、昭和52年には、2700人のうち女性は58人(21%)、それが今は3200人のうち450人(14%)である。

女性弁護士が、女性労働者の訴訟代理人となつて、裁判を起こして勝訴したのが、昭和42年に提訴した、女性の若年定年制が違法であることを主張した事件である。「30歳定年」というのは憲法にも労働基準法にも違反している、と東京地方裁判所で認められた。

実はその前に、昭和41年に、結婚退職制は違法だという訴え一住友セメント事件—このときは女性弁護士による代理ではなく、東京地裁において結婚退職制は違法という判断が出されている。

例えば、日産自動車事件(昭和46年提訴)では、男性は55歳で女性は50歳という、5年差の定年の定めについて、男性と同じで働けるという地位を求め

同じ労働者として男女は平等なはずなのに、実際にはそうではなかつた。それを、憲法違反だ、と言つてはいる。

「一般に、女子の生理的機能・水準自体は男子のそれに劣り、女子50歳のそれに匹敵する男子の年齢は52歳位であり、女子55歳のそれに匹敵する男子の年齢は70歳位となる。」非常に非科学的で何の根拠もないが、そういう分析をした。

それで、猛烈に反発して、本案の方の判決ではこれは「違法」とされて、会社側は控訴したが、東京高裁においても第一審の本案の判断が引き継がれ、最高裁判で確定した。

また、伊豆シャボテン公園事件(昭和47年提訴)では、女性47歳、男性57歳という定年差別について、会社側が「女性の観光サービスという職種には、若さ、明るさ、優しさ、清潔感、機敏性が求められる、女性は47歳以上になるとそういうものが欠けるから、定年でも仕方ない」という。それで非常に怒つて「中高年は不潔なのか」と争つて、第一審で勝訴し、控訴審で和解

### ○10年裁判

実は私も、昭和40年代に、東北の女性弁護士で弁護団を組んで訴えを起こしたことがある。ある女性の夫が代議士で、議員手当が出ていたが、選挙で落選する仮処分申請の中で、担当した裁判官(男性)は、次のように言つてはいる。

「銀行の規定が『男子たる行員に家族手当を支給する』ということで拒まれて、これは明らかに男女差別だということで、家族手当を支払え、という訴えを起こした。

ところが、銀行は訴の途中に給与規定を改正して「世帯主たる行員に家族手当を支給する」という内容に変えて、男女差別ではない、家族手当が欲しければ世帯主になればいい、という理屈を立ててきた。それで、世帯主は夫のままでいい、世帯主でなくとも、収入のない家族を抱えている行員として家族手当を請求しているのだ、と訴を続けていたところ、事件が「世帯主」概念のところに紛れ込んでしまつて、10年も経つてしまつた。

結局、銀行は手当を支払えと裁判を起こして戦うだけではなくて、国会に陳情に行つたり、法制審議会の中に女性が参加して、女性の立場からも立法について意見を言うことも大切である。しかし、まだまだ不十分で、

いて、ほぼ第一審で認められた家族手当を支払う、という内容で和解が成立した。

女性であるために家族手当が支払われないと不都合なことか、なぜこのようなことではじまつたのか、といで10年も裁判をするのか、という思いの中で担当してきたが、そう簡単なことではない。現実には、まだまだ女性が差別されている。そういう状況の中で、専ら女性弁護士が中心となつて、女性の労働条件を男性並みにしていく、という裁判での闘争が続けられている。

### ○男女雇用機会均等法の実現

昇格格差についても、訴を起訴して、勝訴したり勝訴的和解したりといふこともあつたが、そのような中で、昭和60年に男女雇用機会均等法ができるからは、主張もしやすくなつた。裁判を起こして戦うだけではなくて、国会に陳情に行つたり、法制審議会の中に女性が参加して、女性の立場からも立法について意見を言うことも大切である。しかし、まだまだ不十分で、

例えば昇格とか、施設利用とか、上級職のための教育とか、どれも努力目標になつてはいる。これは努力目標では足りないので、禁止規定にして、それに違反した場合には罰則も受けなければ

ならない。そういういた運動もして、そのあと改正され、少しずつ女性の見方になるような法律ができればと願っている。

なつてゐる。

くらいの数を占めて、それでやつと裁判官全体の意識が変わるのでないかと思つた。

る女性が多かつたが、いろいろ  
啓蒙をしたり、離婚についての  
説明をしたり、多くは女性の弁  
護士が中心となつてDVの妻た

ら、会社員としての地位に基づいて賃金の支払いを争う、といふような訴訟も増えてきている。

さらには、「婦人雇用コンサルタント」として、いろいろな会社の経営に対して、憲法違反、労働基準法違反、というような意見を出して、会社自ら規定変えていくという指導もしてきた。被害者であつた女性のほうが差別に対しては敏感であるので、「このままではいけない」という意見はそれだけ強く言えるわけである。

は、離婚の際に財産分与が請求できるという規定にはなつていて、「どのくらい」という割合は定められていない。それでは実務で、原則として2分の1を請求しているが、なかなか認められない。仮差押の申請で「この人は家庭の主婦でしょう、自分で収入がないのだから半分は

○不貞・DV  
妻が夫の不貞について離婚調停の相談に行つても「大目に見てあげなさい」と説得されて聞き入れてもらえないとか、妻が夫を不貞を働いた場合の離婚請求は認められやすいのに、逆に夫が妻の不貞を妻が許せなくとも、夫が反省している場合には、妻が説得されて「もう一回やり直しかどうですか」と言われるよう

それから、とにかく子どもをつれて夫の暴力から逃れたい、しかし、そのための施設が十分でない、というときに、女性弁護士やボランティアが中心となつて、いわゆる「シェルター」というものを作つて、そこで短期間、妻と子どもを保護することも行われている。

○終わりに――女性法曹として  
女性であるがために弁護士として主張できることは、女性であるがために差別に敏感で、差別を受けるということに対しても痛みが分かるから主張もできる、という気持ちである。女性が、今現実に差別を受けているという中で、できるだけ女性が損をしないよう心掛けてきたつもりでいる。私は、裁判官希望だつ

○家庭内労働の評価—半分を超

明治以来ずっと男性優位で、それが、一夜にして考え方が変わるというわけには行かないが、それは裁判を通して、それからいろいろな立法を通して、男性の意識を変えていかなければならぬ、そういう共通の思ひが女性にはある。

無理です。3分の1なら認めます  
「よう」と言われたこともある  
し、別の離婚調停で、夫から言  
葉による暴力を日常茶飯事的に  
言われて、財産分与と慰謝料請求を出しても「奥さんは、何の  
収入もないんでしよう。そしたら『誰のおかげで食つてるんだ  
ということくらいは言われたつ  
て、それは我慢しなけりやなら  
ないですから」と言われたこと

ろにも、法文の解釈とは別に、実際の感覚的なところで不平等だと思うところがしばしばある。また、家庭内暴力（DV）について、DV防止法が平成13年にできて、非常に厳しく裁判所も対応するようになった。DVを振るう人は、社会的に立派であることと、妻自身「私が悪い」という先入観があることと、

セクハラ・ストーカー、これもだいたい女性が被害者になつてゐる。裁判でも主張してきたが、それとは別に、規制するような法律を作つて欲しい、といふような働きかけが実つて、平成12年5月に、セクハラやストーカー行為に対し規制する法律もできた。

たが、家庭との両立を考えて弁護士になつたけれど、非常にやりがいのある仕事をしてきたりであるし、これから女性で法曹になるうといふ方には、是非、まだまだ現実は女性に対する差別があるのだ、という意識を持つて、その差別を少しでも是正するというような仕事に取り組んでいただきたいと願つてゐる。

差別は、労働の場だけではな  
れられるか

くて、家庭の中でもたくさんあ

「ないですから」と言われたこともある。

妻自身「私が悪い」とこと、往々にして「ではないか」と、自分を責める。またDVには因

セクノテというのは、一性的嫌がらせ」で、被害者は別に女性に限つたわけではないが、現実にはほんの少しだけ、被害者

○不貞・DV

ちを救済している。

## ○終わりに—女性法曹として

「タント」として、いろいろな会社の経営に対し、憲法違反、労働基準法違反、というような意見を出して、会社自ら規定を変えていくという指導もしてきた。被害者であつた女性のほうが差別に對しては敏感であるので、「このままではいけない」という意見はそれだけ強く言えるわけである。

明治以来ずっと男性優位で、それが、一夜にして考え方が変わるというわけには行かないが、それは裁判を通して、それからいろいろな立法を通して、男性自身の意識を変えていかなければならぬ、そういう共通の思ひが女性にある。

は、離婚の際に財産分与が請求できるという規定にはなっていない。それどころか、定められていない。私は実務で、原則として2分の1を請求しているが、なかなか認められない。仮差押の申請で、「1を請求しているが、なかなんかで2分の1を認めてくれない。」男性裁判官は2分の1を認めなくてはならない。3分の1なら認めましょう」と言われたこともある。無理です。3分の1なら認めましょう」と言われたこともあります。別々の離婚調停で、夫から言葉による暴力を日常茶飯事的に訴えられて、財産分与と慰謝料請求を出しても「奥さんは、何の収入もないんでしよう。そしたら『誰のおかげで食ってるんだ』ということくらいは言われたつて、それは我慢しなけりやならないですから」と言われたこともある。

妻が夫の不貞について離婚請求で相談を行つても「大目に見てあげなさい」と説得されて聞き入れてもらえないとか、妻が不貞を働いた場合の離婚請求は認められやすいのに、逆に夫の反省している場合には、「妻が説得され得」「もう一回やり直しかどうですか」と言われるような場面が多い。そのようなところにも、法文の解釈とは別に、実際の感覚的なところで不公平だと思うところがしばしばある。

また、家庭内暴力(DV)について、DV防止法が平成13年にできて、非常に厳しく裁判判決も対応するようになった。DVを振るう人は、社会的に立派で「あの人」「自分が」という先入観がないかと、往々にして自分を責める。またDVには一定期間があつて、暴力を振るつて「ああ、悪いことをしたな」と思うと、何かプレゼントをして改心したかなと思うと、た暴力を振るう、そういうところがある。

それから、とにかく子どもをつれて夫の暴力から逃れたい、しかし、そのための施設が十分でない、というときに、女性弁護士やボランティアが中心となつて、いわゆる「シェルター」というものを作つて、そこで短期間、妻と子どもを保護することも行われている。

女性であるがために弁護士として主張できることは、女性であるがために差別に敏感で、差別を受けるということに対しても痛みが分かることから主張もできる、という気持ちである。女性が、今現実に差別を受けているという中で、できるだけ女性が損をしないよう心掛けてきたつもりでいる。私は、裁判官希望だったが、家庭との両立を考えて弁護士になつたけれど、非常にやりがいのある仕事をしてきましたが、これから女性で法曹になろうという方には、是非、まだまだ現実は女性に対する差別があるのだ、という意識を持つて、その差別を少しでも是正するというような仕事に取り組んでいただきたいと願っています。





連載

先生の研究紹介

## 家族法学を志して



東北大学法学部教授

水野 紀子

### 1. 家族法との出会い

中川善之助先生が亡くなられた1975年には、私は駒場の教養課程に在籍する大学生で、本郷の法学部からかけてくる

先生方の専門の講義を受け始めた頃でした。民法の講義は、後に指導教授になって下さった加藤一郎先生が担当された総則に

法の財産法の講義を必死に消化していくうちに、いつの間にか民法的発想が身に付いていたのかも知れません。財産法で学ん

だ民法的発想とは、たとえば、当事者間で紛争が生じたときにその当時は内容を消化するのに

民法の規定を適用すれば答えが精一杯で、批判的な視点で講義を評価する境地にはほど遠い学生でした。

会

### 2. 研究者を志して

私が大学生であった当時は、まだ雇用機会均等法立法以前の時代でした。私は一生仕事を続

けるつもりでしたので、女性が仕事をするためには資格が必要だと考えて、法曹資格を得るた

めに、大学受験では文科一類、法学部進学コースを選びました。

法律学は高校生の私の目には学

問としての魅力がないように見

なって研究室に残りました。

加藤一郎先生と最初にその志

の意思によつてはじめて正当化

可能であること、任意規定と強

ら講義を鵜呑みにして消化する

ただ民法4部の家族法講義が始まりますと、それまでひたすら

てしまつて今までのようにならずにはできないのでした。

それらの疑問への回答としてとりあえず提示されるのは、財産法と家族法の根本的相違をい

て婚姻の効果が強制されてしま

うのか。なぜ婚姻意思もない当事者なのに内縁準婚理論によつ

て婚姻の効果が強制されてしま

うのか。実親子法の强行規定を

判例は次々に空洞化しているけ

れども、なぜ裁判所にそんなこ

とができるのか…。それまで民

法の財産法の講義を必死に消化

していくうちに、いつの間にか民法的発想が身に付いていたのかも知れません。財産法で学ん

だ民法的発想とは、たとえば、当事者間で紛争が生じたときにその当時は内容を消化するのに

民法の規定を適用すれば答えが

精一杯で、批判的な視点で講義を評価する境地にはほど遠い学生でした。

ただ民法4部の家族法講義が始まると、それまでひたすら

だけでしたのに、聴くうちに次々に家族法の講義内容に疑問

が生じました。父母の共同親権

は、もつとも古い人文社会科学发展の論文は、債権譲渡のようであり、集団で生きる宿命の人間をいかに平和裡に共存させておもろくないわけがないのです。

いくかという知恵が数千年蓄積して凝縮した学問ですから、おもろくないわけがないのです。

試験のために教わることを覚え

るだけの姿勢で講義に出席していましたけれど、それでもいつも

研究者として大学に残つてから勉強してきたテーマを思いかえす

と、それらの学生の頃の疑問を自分で解こうとしてきた気がし

ます。

2. 研究者を志して

私が大学生であった当時は、まだ雇用機会均等法立法以前の時代でした。私は一生仕事を続

けるつもりでしたので、女性が仕事をするためには資格が必要だと考えて、法曹資格を得るた

めに、大学受験では文科一類、法学部進学コースを選びました。

法律学は高校生の私の目には学

問としての魅力がないように見

なって研究室に残りました。

加藤一郎先生と最初にその志

の意思によつてはじめて正当化

可能であること、任意規定と強

ら講義を鵜呑みにして消化する

ただ民法4部の家族法講義が始まると、それまでひたすら

だけでしたのに、聴くうちに次々に家族法の講義内容に疑問

が生じました。父母の共同親権

の講義を聴くと、ひつかかっ

た人間が出てしまうのですよ。

しまう。

そしてできれば貴女に

は人間らしい顔をした論文を書いたものはやはりそうなつ

てもらいたい。人間らしい論

書いたものはやはりそなつ

かるようになりました。

そして

いましたけれど、それでもいつ

のまにか法学のおもしろみがわ

かるようになりました。

そして

ゼミの報告の機会にまとめて勉

強して、自分で考へてその思考

の結果を表現する経験をすると、

その深い喜びに禁斷の味を味

わつてしまつた気がしました。

文書を書くためには、そのためには人間らしい顔をした論文を書いたものはやはりそなつ

た。論文になるし、そうでない人の

書いたものはやはりそなつ

た人間が出てしまうのですよ。

性はこうだから」と一般化して語られることが少なくありませんでした。加藤先生以外の先生方には、あらかじめ注意しておこうという善意からなのか、私に直接そういう話の方をなさることがあり、私は、私の欠点や限界が私の固有名詞ではなく、「女性」という一般名詞の主語で語られて、後進の女性たちに迷惑をかけてしまう恐怖に駆られました。その恐怖は、長い間なにより重く肩に乗る重荷だった気がします。その点では、今ははるかに楽になりました。とりわけ東北大学法学部には優秀な女性の同僚スタッフがたくさんいます。あまりにも当たり前のことですが、私の限界は私個人の限界であつて女性の限界ではないことは、すばらしい能力を誇る彼女たちの存在によつて一目瞭然です。重荷であつただけに、後輩の女性たちの活躍が本当に嬉しく思われて、これも塞翁が馬ということでしょうか

家族法学の通説的地位を占めています。もちろん中川理論においては、実務はともかく学界に對しては、身分法の独自性を強調する有力な学者による批判が行われてきました。しかしそれらは過度に単純化された身分法の獨自性を主張するもので、具体的な解釈論の部分に対する批判はそれほどありませんでした。私の仕事は、テーゼに対する批判が主たるもので、具体的な解釈論の部分への批判もさることながら、それらの具体的な解釈論、たとえば「事実の先行性」に基づく内縁準婚理論や血縁主義的な親子法などの解釈論に対して批判を加えるものが主となっています。私の批判はある程度学界の賛同を得られましたし、血縁上の親子関係と異なる法律上の親子関係の存在意義を主張する解釈論などで、最高裁判例にも影響しましたという手応えを感じています。私になにかオリジナリティがあつたわけではなく、民法の家族法の母法であるフランス法を調べると、私が日本の家族法についてひつかかれた部分は、フランス民法では財産法領域と同様に民法の原理で貫かれていた

ことを認識し、母法におけるようにはうに家族法を民法に戻そうとしただけのようになります。母法を変形させた日本法でも結論が妥当であるのならよいのですが、残念ながら、法規よりも条理を優先させる中川理論の傾向が、実定法学としての日本の家族法学の弱さの一因となつていました。中川理論の重要なテーゼである「事実の先行性」という事実主義は、「家」制度的規定に対しても実際の核家族を重視すべきであるという中川先生が目指した効用の他に、婚姻法においても親子法においても家族法の規定を無力なものにするという弊害をはらんだ結果をもたらしました。もちろん中川理論のせいだけでなく、裁判官の数の少なさや扶養料債権の執行力の弱さ、遺産分割に関与する公証人慣行をもたないなど、法律家が家族に実際に介入する制度の弱さが背景にありましたし、日本人の法意識という文化もあつたでしょう。しかし、民法は文化ではなく文明だと思いまます。文化の言葉によって思考して辛抱強く語り続ければ停止することなく、法の言葉によつて具体的な問題ごとに深く思ひます。

法の相違がそれぞれの社会にどのような違いをもたらしているか、同じ法が他の社会のように機能しなければそれを実現するためのどのような社会的システムが欠けているのか、そして複雑な人間社会をどのように規律していくべきかという問題の答えに、より近づくことができるものと信じます。

中川先生ご自身の家族法学はテーゼ化されて一人歩きした中川理論と少し異なっていたように思います。中川先生個人の中には確固たる「良識」があつてそれが法秩序に代わる安定感をもたらしていました。最近、生殖補助医療による親子関係法をめぐる仕事が増えましたが、私は母体を出産の道具視する代理懐胎や新しい命への敬意を欠いた生殖補助医療には賛成できません。戦後まもなく、AIDが始まつた頃、中川先生がAIDに対してなんとも嫌そうにされていたというエピソードをよく思い出します。そしてそのエピソードに励まされている気がします。

助先生のお墓参りをする、毎年恒例の鎌倉中善会(旧・沖和会)の集まりに参加させていただきました。中川善之助先生に教わられた同窓生の方々から、中川先生の思い出話をうかがって、生前の先生にお目にかかることが出来なかつた私には貴重な機会でした。いまだに教え子たちにこれほど慕われておられる中川先生だからこそ、加藤先生が言われたように、その論文にも先生の人間力が表されていて、これだけ長らく通説となる力をを持つたのかもしれません。中川先生の愛弟子の家族法学者である泉久雄先生が、以前、中川説批判ばかりする私の論文について、「中川先生が生きておられたら、水野さんの批判をとつても喜ばれらるうと思うよ。そういう先生だったから」と言つて下さつたことがあります。中川先生に直接、その言葉をいただきました。中川先生の担当された東北大学のポストを受け継ぐことは、いさざか身に余ることではあります、光榮で幸運なことだとつくづく思つています。

新連載

## 在校生の活動

## 「無料法律相談所のいま」

無料法律相談所代表

法学部4年 石井勇司

をご報告する前に、少しその歴史から振り返ってみようと思います。

同窓会の方から、無料法律相談の活動についてアドバイス

(以下、云々)の都度二つ三

読所の活動」というテーマで寄稿のお話をいただき、多くの先輩方がこの会報を御覧になつていることを想像すると気の引き締まる思いです。法学部同窓会からは毎年、無料法律相談所に對して援助金を給付していただきいており、活動を継続していく上でとても助かっております。

（以下 法相）の部屋に入ると  
まず目に留まるのが「すべての  
人の上に正義を 中川善之助」  
という言葉です（私自身、1年  
生の時に法相部屋で初めてこの  
言葉を目にし、訳もなく惹かれ  
て入所したのがもう3年も前にな  
なります）。法相の生みの親  
がまさにこの中川善之助先生で  
あり、法相は1928年（昭和  
3年）、「宮城県社会福祉事業協  
会無料法律相談所」として誕生

さて、昨年の暮れ、私は法医学部同窓会の合同総会に出席する機会がありました。そこでいろいろな先輩方とお話をする中で、「無料法律相談所ってどんなことをしているの?」と尋ねられることもしばしばありました。

しました。その設立趣旨は、法律相談という活動を通じて「学生に活きた学問を身につけさせること」=「臨床教育」であり、併せて「法律問題に悩む市民への社会奉仕に資すること」でありました。法相は毎年「櫻」とい

う機関誌を発刊しているのです  
が、昭和11年の雑誌（当時は「灶曜」）を繰ってみますと、法相  
は設立当時の9年間で約380  
0件余の相談を受理しており、  
この件数は当時の関係者にも大き  
きな驚きであったようです。こ  
の壮大な数字からは、法相が果  
たしてきた社会的意義の大きさ  
が窺われます。

翻つて現在の相談件数ですが、  
昨年度は1年間で64件の相談を  
お受けしました。当然のことな  
がら昭和期とは社会情勢が大き  
く変わつており、市民の方々が  
法的サービスを受けるためのイ  
ンフラは充実してきているもの  
と思います。したがつて年40  
0件の相談を受けていた当時と  
一概に比較することはできませ  
んが、所員約70名を抱える現状  
を考えると、現在の相談件数は  
あまり多いとは言えません。こ  
の点は現在私たちが抱える課題  
の一つであります。

現在法相に寄せられる相談の  
内容については家族法や契約法  
関係が割合的に高い状況ですが、  
個人的には「とても多様な相談  
が寄せられている」ように感じ  
ています。また、相談に来られ  
る方も、インターネットや実用

書の普及のおかげか、一定の法  
律知識を持つた方が増えている  
ようにも感じます。このように  
回答する学生にとつては「手強  
い」相談も増えており、より一  
層の努力が求められるところで  
す。そんな中で私達が相談活動  
をできているのは、難しい法律  
問題に苦戦しているときにもい  
つも的確な助言をくださり、相  
談に臨む際の心構えについても  
アドバイスいただくなど日頃お  
忙しい中でご指導いただきてい  
る先生方に負うところが大きい  
と思います。この点、所員一同  
感謝しております。

日々法相で活動をしていると  
「ありがとう」という言葉を改  
めて意識することが多いように  
思います。先生方への感謝、活  
動を影から支えてくださつてい  
る法学部や同窓会の皆様への感  
謝。そして何より相談に来た方  
からいただく感謝の言葉・トラ  
ブルを抱えて苦しんでいる人々  
らの「ありがとう」という言葉  
は、かつて得たことのない重み  
を持つて私達の心に響いてきま  
す。また逆にその言葉の重みが  
来所者の苦しい心情を表してい  
るようにも見受けられます。

法相には、法律面のみならず、



皆様へ紹介したい「私の所感」その1

## 新NPOの国際支援活動

武藏好彦

(昭和三十八年卒)



東北電力を訪問した際の、理事メンバー

右から宇野・清水・高木・武藏・東北電力八島氏・平山・田村  
(各法部卒者)

このたび、4月18日にNPO法人「いきいきフーラム草の根支援」が正式に発足しました。久・清水廣行(39年卒)、宇野ラム2010(36年卒)は、先に会報でお知らせしたように川橋幸子氏(36年卒)が中心となって、平成12年2月に任意団体として発足し、平成14年3月にはNPO法人となりました。そもそもはシニア世代の会員が人生の第二ステージを元気にいきいきと過ごす目的で始まりました。

活動内容は①国際支援、②老い支度を考える、③その他調査研究、④同好会、⑤地域との交流等幅広く行ってきました。しかししながら、この間、会員の高齢化による会員数の減少が見られるようになり組織見直しを行いました。その結果「2010」本体は老い支度普及活動に特化することとなりました。

このたび、4月18日にNPO法人「いきいきフーラム草の根支援」が正式に発足しました。久・清水廣行(39年卒)、宇野ラム2010(36年卒)が中心となり、新NPO法人を設立し引き継ぐことになりました。顧問として樋口陽一名誉教授(32年卒)、川橋氏、監事として兼田俊男氏(36年卒)にご就任いただいております。

本法人が行う国際支援活動は、これまで80カ所の学校建設を支援するなど、住民から絶大なる信頼を得ている方です。この結びつきがわれわれの「草の根支援」の大きな財産となつております。

この活動を推進するためには、かということにあります。同窓会による会費、寄付金および隣住民の自立への支援として展開しています。われわれの活動の最大の特徴は、文字通り「草の根」の「目に見える」支援として、単に資金を提供するだけではなく、われわれが現地に行き「生きた支援」となっていることを確認すると同時に村人たちとの交流を通じて我々が「生きがい」を実感できる体験ツアーや毎年実施していることで、私も昨年11月に不パールを訪ね、東京電力・東北電力からの資金で完成した小学校2校の開校式に参加してたくさんの方々や子供たちとの交流を深めて参りました。子供たちのひたむきな瞳の輝きに接して、この活動を推進する歓びを強く感じました。とくにネパールには、われわれの活動のパートナーである垣見一雅氏(現地で親しみを込めてOKバジと呼ばれております)が在住しています。同氏は、高校の英語教師を辞め、ネパールに移住してすでに14年、は国内民間企業の賛助金等による支援や関係団体、個人活動家との密接な連携と協力関係の増強です。しかし、何と言つても重要なことは、いかに多くの新たな理解者・賛同者を得て、将来的な活動の輪がひろげられる

対する教育支援、食糧支援と近隣住民の自立への支援として展開しています。われわれの活動の最大の特徴は、文字通り「草の根」の「目に見える」支援として、単に資金を提供するだけではなく、われわれが現地に行き「生きた支援」となっていることを確認すると同時に村人たちとの交流を通じて我々が「生きがい」を実感できる体験ツアーや毎年実施していることで、私も昨年11月に不パールを訪ね、東京電力・東北電力からの資金で完成した小学校2校の開校式に参加してたくさんの方々や子供たちとの交流を深めて参りました。子供たちのひたむきな瞳の輝きに接して、この活動を推進する歓びを強く感じました。とくにネパールには、われわれの活動のパートナーである垣見一雅氏(現地で親しみを込めてOKバジと呼ばれております)が在住しています。同氏は、高校の英語教師を辞め、ネパールに移住してすでに14年、は国内民間企業の賛助金等による支援や関係団体、個人活動家との密接な連携と協力関係の増強です。しかし、何と言つても重要なことは、いかに多くの新たな理解者・賛同者を得て、将来的な活動の輪がひろげられる

会員による会費、寄付金および「食卓の貯金箱運動」に対する募金等の安定的、継続的な確保が鍵となります。食卓の貯金箱運動は、1963年にオランダのNGO団体NOVIB(ノビブ)――現在のOxfam Novib――によって始められ、日本における活動はわれわれが担っています。貯金箱にあるメッセージ「G A S T A A N T A F E L」(ハースト・アーン・ターフェル)は、オランダ語で「あなたの食卓に一人のお客様を」という意味です。それは毎食事の際にお客様をお呼びしたつもりで食事費の一部を貯めましょうという運動です。その支援金は、主として南インド低カーストの子供たちを25年支援続けているNGO・SEDS(セツズ)やタイ北部山岳少数民族ラフ族の子供寮「ひよこホーム」への支援、ネパールの幼児教室建設、食費支援等に充てられています。

また従来同様、もう一つの鍵は、これまで80カ所の学校建設を支援するなど、住民から絶大なる信頼を得ている方です。この結びつきがわれわれの「草の根支援」の大きな財産となつております。

NPO法人の活動趣旨をご理解いただき格別なご支援・ご協力を賜りたくよろしくお願い申します。皆様がご参加くださることをお待ちしております。

事務所住所

〒113-0024

東京都文京区西片1-2-6  
野本ビル101

電話/FAX

03-3816-5346

部等の貧困な地域の子供たちにごそうする目的で始まりました。

右から宇野・清水・高木・武藏・東北電力八島氏・平山・田村  
(各法部卒者)

このたび、4月18日にNPO法人「いきいきフーラム草の根支援」が正式に発足しました。久・清水廣行(39年卒)、宇野ラム2010(36年卒)は、先に会報でお知らせしたように川橋幸子氏(36年卒)が中心となつて、平成12年2月に任意団体として発足し、平成14年3月にはNPO法人となりました。そもそもはシニア世代の会員が人生の第二ステージを元気にいきいきと過ごす目的で始まりました。

本法人が行う国際支援活動は、これまで80カ所の学校建設を支援するなど、住民から絶大なる信頼を得ている方です。この結

びつきがわれわれの「草の根支援」の大きな財産となつております。

この活動を推進するためには、かということにあります。同窓会による会費、寄付金および隣住民の自立への支援として展開しています。われわれの活動の最大の特徴は、文字通り「草の根」の「目に見える」支援として、単に資金を提供するだけではなく、われわれが現地に行き「生きた支援」となっていることを確認すると同時に村人たちとの交流を通じて我々が「生きがい」を実感できる体験ツアーや毎年実施していることで、私も昨年11月に不パールを訪ね、東京電力・東北電力からの資金で完成した小学校2校の開校式に参加してたくさんの方々や子供たちとの交流を深めて参りました。子供たちのひたむきな瞳の輝きに接して、この活動を推進する歓びを強く感じました。とくにネパールには、われわれの活動のパートナーである垣見一雅氏(現地で親しみを込めてOKバジと呼ばれております)が在住しています。同氏は、高校の英語教師を辞め、ネパールに移住してすでに14年、は国内民間企業の賛助金等による支援や関係団体、個人活動家との密接な連携と協力関係の増強です。しかし、何と言つても重要なことは、いかに多くの新たな理解者・賛同者を得て、将来的な活動の輪がひろげられる



**本部だより****(1) トピックス**

法学部同窓会は百周年記念片平祭りに合わせて理事会を片平の法科大学院講義室で開催し、引き続き同会場で歴代の模擬裁判案内ポスター展示並びに無料法律相談を実施しました。またこの記念すべき年に、広島に新支部が誕生しました。詳細は支部だよりをご覧下さい。今後の更なる発展を期待します。年度末には事務局長が交代しました。

**(2) 平成19年度収支決算(案)と平成20年度予算(案)**

平成19年度は4年毎の名簿発行年度であり、例年よりも大型の予算運営となりましたが、順調な会費収入に加えて名簿作製費用をほぼ予算内に収めることができたのと、名簿販売が予算を上回ったことにより約78万円の収支プラスを得ることができました。これは、平成17年度以来3年連続の好結果であり、財政基盤強化に大きく貢献することができました。名簿発行にあたり広告・協賛・名簿購入に賛同いただいた多くの会員の皆さんに厚く御礼を申し上げます。また、昨年同様多くの終身会員の皆さんに会費納入にご協力をいただきました。心から感謝申し上げます。平成21年度は新制法学部発足60周年と同窓会創立50周年の記念年にあたります。会報編集・総会運営などに工夫を凝らす一方で記念誌の発行を行う予定ですが、これに備えて平成20年度は予算面では支出を抑制し例年規模で対応することによりさらに収支差益拡大を図り引き続き財政基盤強化に邁進する方針です。その柱は「会費納入者の拡大」となりますので、会員特に終身会員の皆様には今年も引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**★収入の部**

単位：円

項目	19年度予算	19年度決算	予算対比	20年度予算
1)会費等	6,042,500	5,962,000	▲ 80,500	6,048,000 (年会費・新入会員および通常会員)
2)利 息	3,000	17,698	14,698	3,000 (実績勘案)
3)広告料	1,700,000	1,555,500	▲ 144,500	
4)雑収入	3,500,000	3,684,000	184,000	105,000 (19年版名簿販売代金)
合 計	11,245,500	11,219,198	▲ 26,302	6,156,000

**★支出の部**

項目	19年度予算	19年度決算	予算対比	20年度予算
1)会議費	330,000	356,869	▲ 26,869	360,000 (前年並み)
2)事業費(名簿・会報発行他)	6,115,000	6,176,795	▲ 61,795	1,185,000 (会報・進路を考える集いなど)
3)事務費(旅費・人件費他)	3,070,000	2,997,229	72,771	2,580,000 (実績勘案)
4)通信費(郵送料他)	720,000	715,028	4,972	730,000 (昨年並み)
5)振替手数料	190,000	194,100	▲ 4,100	120,000 (実績勘案)
合 計	10,425,000	10,440,021	▲ 15,021	4,975,000

**★収支差額の部**

項目	19年度予算	19年度決算	予算対比	20年度予算
1)期間収支差額	820,500	779,177	▲ 41,323	1,181,000
2)前期繰越金	18,070,152	—		18,849,323
3)次期繰越金		18,849,329		20,030,329 (見込み)

注：上記の収入、支出差額とともに(案)であり、「理事会」・「総会」の承認を経て成立する予定です。

**(3) 平成20年度主要行事予定****本部総会**

- 11月7日 神田・学士会館 東京支部との合同総会
- 支部総会
- 4月9日 東海支部（名古屋・鳥久）
- 6月7日 広島支部（17:00～広島・鯉城会館）
- 7月11日 岩手支部（18:00～盛岡・ホテルメトロポリタン盛岡）
- 8月22日 北海道支部（18:00～札幌・銀座ライオン・旧ロビンソン店）
- 10月24日 福島支部（18:00～福島・杉妻会館）

11月7日 東京支部（18:00～神田・学士会館）

11月14日 宮城支部（18:00～仙台・ホテル法華クラブ）  
21年1月 大阪支部

**理事 会**

10月11日 仙台・川内法学院3番講義室（14:00～）

**そ の 他**

- 4月7日 法学院新入生オリエンテーション講演
- 4月18日 法学院新入生歓迎法祭大
- 5月9日 学術振興基金支援グループ懇談会
- 7月7日 会計監査・学術振興基金理事会

7月11日 学術振興基金申請採択連絡会  
 7月18日 同窓会報35号発行  
 10月 進路を考えるシンポジウム

10月17日 東北芝蘭会（仙台・ホテル法華クラブ）  
 21年3月25日 法学部卒業祝賀会

## (4) 法学部同窓会学術振興基金

(理事長 吉田正志 S45年卒・法学部教授)

平成19年7月6日の理事会承認を経て、スピーディーに学生に配布することができました。平成19年度は大学創立百周年の記念年でもあり、学生自主活動支援に関して例年に比して金額を増額して、①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ140千円の助成 ②「無料法律相談所」へ100千円の補助 ③「模擬裁判」へ120千円の補助 ④「法社会学研究会」へ60千円の補助 ⑤「俱楽部国際法」に80千円 の合計500千円の補助を行いました。無料法律相談所には片平祭り参加補助、模擬裁判には片平祭り参加補助及び市民会館会場補助を加味して支給しました。これに加えて、今回新たに、司法試験対応のため「萩法研究会」が発足し210千円の補助を追加しました。

模擬裁判は「裁判員制度」を取り上げました。法社会学研究会は「刑事システムと市民関与・格差社会問題」の2テーマに取り組みました。俱楽部国際法は全国の大学が集う国際法模擬裁コンクールで前期優勝・後期準優勝の成績を収めました。

学生からの要望・活動状況を聞いてみると、想像以上に支出増加要因が増大しており今後の課題を感じております。

## (5) 19年度名簿刊行

昨年11月、平成15年に続く会員名簿新版を発行しました。今回から学生会員の氏名も掲載されました。個人情報保護法施行への対応問題があったものの皆様のご理解・ご協力により充実した名簿が出来上がり約1,100名の購入希望者に配布いたしました。多少在庫がありますので、購入希望の方は事務局までご一報下さい。一部3,500円です。

平成19年度岩手支部総会は、  
 平成19年7月13日(金)午後6時  
 からホテルメトロボリタン盛岡  
 ニューウイングにおいて開催さ  
 れた。当支部は、事務局の把握  
 で152人の会員を擁している  
 が、当日は25人の会員の参加が  
 得られたほか、同窓会本部  
 から稲葉馨同窓会長(法学  
 研究科長)及び岡崎隆一事  
 務局長補佐の2人の来賓を  
 お迎えし、盛大な総会・懇  
 親会となつた。

当日は、急速、斎藤育夫  
 支部長(S29年卒)が欠席  
 となつたことから、砂山克  
 彦副支部長(S42年卒)に  
 ご挨拶をいただき、議事に  
 入り平成18年度決算を承認  
 し、スピーディに閉会した。  
 その後、恒例の集合写真を  
 撮影し、お待ちかねの懇親  
 会を開会した。



窓会長、岡崎事務局長補佐から  
 ご挨拶をいただき、東北大創  
 立百周年記念事業の概要や法科  
 の課題である。

## 岩手支部

「平成19年度岩手支部  
 総会開催される」

佐野 淳

窓会長では、はじめに稲葉同  
 周など、興味深いお話をいただ  
 いた。宴は、川村登顧問(S28  
 年新制卒)乾杯の発声でスター  
 トし、各自の近況報告を卒業年  
 次順に行つた。終始和気藹々と  
 した雰囲気で会は進行した。  
 年配会員は健康・趣味や人生  
 観に関する話題が多く、現職会  
 員は仕事・家庭や社会情勢に關  
 する話題が多く、年齢や  
 職種が  
 年代や  
 会員の  
 なつたところである。  
 なく、毎年度必ず開催している  
 総会・懇親会での楽しい再開を  
 期したところである。

窓会長では、はじめに稲葉同  
 周など、興味深いお話をいただ  
 いた。宴は、川村登顧問(S28  
 年新制卒)乾杯の発声でスター  
 トし、各自の近況報告を卒業年  
 次順に行つた。終始和気藹々と  
 した雰囲気で会は進行した。  
 年配会員は健康・趣味や人生  
 観に関する話題が多く、現職会  
 員は仕事・家庭や社会情勢に關  
 する話題が多く、年齢や  
 職種が  
 年代や  
 会員の  
 なつたところである。  
 なく、毎年度必ず開催している  
 総会・懇親会での楽しい再開を  
 期したところである。

一方、斎藤支部長をはじめ、  
 急遽出席をキャンセルされる会  
 員もあり、健康の大切さについ  
 て改めて思いをめぐらす席とも  
 なつたが、中堅・若年会員の総  
 会出席が少ないことは従来から  
 の課題である。

合の大きな魅力である。  
 一方、斎藤支部長をはじめ、  
 急遽出席をキャンセルされる会  
 員もあり、健康の大切さについ  
 て改めて思いをめぐらす席とも  
 なつたが、中堅・若年会員の総  
 会出席が少ないことは従来から  
 の課題である。

## 広島支部の設立

佐野 淳  
 (S57年卒、岩手支部事務局長)

桑江 康一

0周年の記念すべき年でもあり  
 平成19年は東北大創立10  
 年が会開ける  
 強な  
 ある勉  
 含蓄の  
 こと  
 あつて、  
 非常に  
 が会開ける  
 話を  
 ある話  
 が会開ける  
 が会開ける







本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 清野智氏(昭和45年卒)から、『民営化20年、JR東日本進む方向』と題して夢のあらねるお話を聞くことが出来ました。2010年までに、東北新幹線による青森東京間3時間10分の実現、運輸業と生活サービス事業の収入比率の推移、長期債務残高の推移という経営の話が始まり、踏切上の障害物検知装置の増加による鉄道運転事故の9割減、地震対策として、断層が走っている地域の新幹線の橋脚を、国指定の強化区間では無かったが技術者の意見で強化した後に、実際に地震が起きたが、奇跡的に人身事故は防げたことなど、臨場感ある安全対策に対するお話、ソフトの面では、金吾氏設計の赤煉瓦の東京駅、その上空の空地権を売却した利益で、駅舎の完全修復を行い歴史的建造物の保存と、世界に誇れる東京駅の創造を図る計画など、わくわくするような展望を語つて下さいました。

少人数で、フェイストウフェイスで聞けるのは、同窓会ならではの醍醐味です。

続いて開催された懇親会でも、アエラの表紙を飾った清野社長

から、遠方よりありがとうございました。今回は、100周年記念の会員名簿を利用させていただいたので、毎年楽しみにしていただいているが、関東在住の方で、まだ、DMが届いていない方は、是非事務局までご一報下さい。次回から、ご案内をお送り致します。

一人でも多くの方の参加をお待ちしております。

このみちのく」を合唱しまし

つものように、元応援団の山本敏信先生に応援工ールをいただき、みんなで学生歌「青葉もゆき、

生と私で務め、開会挨拶は、支

部長の大錦義昭先生で、今年の歌は、さとう宗幸の「青葉城恋唄」でした。

来賓の稻葉先生から、100周年記念行事の模様や法学部、ロースクールのご報告をいただきました。

60期生が法曹となっています。乾杯は、昭和28年卒の壱岐一郎さんにお願いし、おいしいビールの飲み放題と、同窓会本部から戴きました100周年記念酒「秋丸」を堪能いたしました。

大阪支部では、毎年同窓会を開催できるようにならねます。

大阪市北区南森町1丁目3番13号 藤隆ビル5階

大錦義昭弁護士

電話06-6363-2460

は片平から川内、ロースクールは再び片平と変遷しましたが、

大学卒業50周年記念同窓会が成

功裡に開催されました。終了時に次回の開催地として北海道が候補にあがりました。その後

の社会現象として、18年札幌に本拠を移した日本ハム球団が全

国制覇を成し遂げた、19年2月

17年9月、仙台の作並温泉で

ノルディック世界選手権札幌大会が開かれた、旭川の旭山動物園の来園者が驚異的な増加を示している、20年には洞爺湖サミットが開催される等、近時、北海道は全国的に注目されたり、その故もあつてか、各位から同地での同期会開催を督促する声が強くなつてきました。これに応えるべく、札幌在住者が中心になり、在仙、在京の幹事諸兄の応援を得て標記行事を開催することと致しました。「白髪が青春に変わる同期会：昔の友情を温め、悦楽の境地を皆で味わう絶好の機会です。是非ご参加下さい。」代表幹事名によるこの案内文に基づき、19年9月30日、KKRホテル札幌でこの企画が実現しました。当日の参加者は、夫婦で参加された二組を含め総勢22名で、在札世話人代表名取昭二兄が歓迎の挨拶を述べ、続いて在仙幹事阿部純二兄の開会の辞に続く乾杯の音頭で同期会が華々しく開宴となりました。

忘れ、年もついでに忘れよう」とばかり、意気盛んな発言で最高の賑わいとなりました。余興のビンゴ・ゲームで各人が景品を取得した後、二次会は部屋で替えて全員がカラオケに参加、酔いの勢いもあってか、遠慮のない大きな美声(?)が部屋中に轟き渡りました。圧巻は、同期歌の野田秀兄作詞の「東北大学生歌」の合唱でした。

『青葉もゆるこのみちのく今こゝに  
はらからわれら 力もて歌う  
平和の贊歌  
われらこそ われらこそ  
国といしづえ  
理想ある命は常にうるわし  
さらば生きん 友よ生きん あ、東北大  
あ、東北大』

参加者全員が学生時代にタイム・スリップし、ひと時を充分に堪能し、翌日は自由行動で散会となりました。

当日、不参加会員からの便りのコピーを全員に配布しましたが、その中で横浜在住の吉田欣悦兄のマハトマ・ガンジーの訓戒を引用した『今月の言葉』に惹かれるものがありました。ご紹介します。

「明日死ぬつもりで生きなさい。永遠に生きるつもりで学びなさい」

結びに参加の予定から不参加を余儀なくされた畔柳達雄、屋敷哲郎、戸田寛二の各位からご寄附いたいたい参加費用を有効に使わしていただいたことを慎重でご報告し、生きる活力を与えてくれた同期の諸兄・諸姉の言動に感謝の念を捧げ、人生の余白まだある「雑記帳」を閉じさせていただきます。拙文、乱文、多謝!

（在札世話人 山下哲雄記 昭和30年卒）

萌木会

(在札世話人  
和30年卒) 山下哲雄記 昭



啓二の総合司会で始ったが冒頭、仙台の街の変遷や現状の紹介があり、遠来の会員に懐旧の念を募らせた。次いで代表幹事（樋口陽一）から、卒業50年ということは大学100年の歴史の中で前半の50年と後半の50年と共に見透せる位置にいるわけで、貴重な存在だと自覚すると共にこの間に熟成された仙台の文化と東北大の品格、風格を誇りに思う、という風な意味の述懐があつた。両先生からはそれゞゝ東北大に赴任された当時の仙台の様子から近況に至るまでなお意氣軒昂たるところを示され、会員一同安堵した。祝宴は田沼四郎の音頭で始まり、しばらく喉をうるおした。そして同時に特注のCD（学生歌等収録）を低く流し会場の雰囲気作りに資した。次いで会員のスピーチに移り、先ず在京幹事（佐藤正之）から在京萌木会の様子やイベント等の紹介があつた。久しぶりに東京から参加した佐藤洋夫は、現役の守屋克彦からは、ロースクールや司法制度改革の現状と課題について、中味の濃い講義？があつた。

今後の存続について強い要望を吐露し、そろく今回で打ち止めにしようか、と考えていたかも知れない会員に少なからぬ衝撃を与えた。予定したスピーチは以上であつたが、突然高橋信が立ち上り、「自分にも一言を」との申出があり、元気なところをPRした。スピーチの後では地元会員有志による民謡「さんさしぐれ」他の齊唱もあり益々賑わった。宴は一次会で終る筈もなく、予め隣室に用意した二回会場で、在仙会員が自発的に持ち寄った飲み物と、仙台名物の笹かまぼこ、長なす漬け等で遅くまで話しが弾んだ。

なお、今回初めての試みとして、参加したくとも諸般の事情で叶わなかつた会員に、恩師、会員のスピーチを要約して、記念写真と共に送つたところ、殊の外喜ばれたことを申し添える。

以上

在仙幹事（本多義昭）

### 三五J定例同窓会

私たちの入学は、昭和三五年四月である。入学するとすぐに安保騒動があつた。私たちは入学年三五年に合わせ、毎年、三月五日に同窓会を行うこととし



て、すでに三十年を超す。三月五日が土・日のときは、前倒ししている。開催場所も以前は定沢・仙台などの遠来者を含めてまつていなかつたが、最近は学生四十名、昨年を上回つた。昭和三五年法学部入学は、百五十士会館、今年も、学士会館で三月五日に行われた。来年も三月

五月で予約済みとなつてゐる。今年の出席者は、名古屋・金沢・仙台などの遠来者を含めて、四十名、昨年を上回つた。昭和三五年法学部入学は、百五十士会館、今年も、学士会館で三月五日に行われた。来年も三月

五月で予約済みとなつてゐる。多くのなつたのは、心強いことであります。今後も新たな参加者が増えることを期待してゐる。学生時代の地元・仙台在住者は池上・清水・横山君たちが幹事役で、仙台來訪者を種に随時集まつて旧交を温めており、今回

5J仙台分科会が一層活発になることが期待される。

いつも、懇談模様のスナップ写真と最後に全員の集合写真をとつてくれるのは、弁護士の菊池一夫君、彼の写真の腕前はプロ級で2月に銀座で個展を開いたほど、5Jは無料の写真家付といつたところである。

5J会は、入学後三十年、四年の記念の年に、思い出の往復はがきによつていたが、昨年から名簿にメールアドレスを記載しているので、今年は、ひとまずメールで連絡をとり、確認のできない者に封書を送る、という方法をとつたため、通信費の節約がはかられた。これらは原則メールで、気軽に連絡をとるようになるだらうと思われる。

出席者は、これまで、ほぼ決まつてゐたが、平均年齢六十六歳を越し、裁判官や大学教授の皆さんも当初の仕事を卒業したとき、中川善之助先生に応援してもらつて出店が認められた、ということがあつて、その収益で中川善之助先生のことをつくりた学年である。5Jが二年に進級したとき、中善教授は前年で定年

幹事役を指名してゐることと、三月五日と決めてゐることだと思ふ。幹事役を、かつては、金融・建設・商社・メーカー・公務員などと決めていたが、最近は、悠々自適が多くなつたため、ア行・カ行・サ行などの順によることとしている。

毎年の出欠確認は、これまで往復はがきによつていたが、昨年から名簿にメールアドレスを記載しているので、今年は、ひとまずメールで連絡をとり、確認のできない者に封書を送る、

奥山利雄君の呼びかけにより、とつてくれるのは、弁護士の菊池一夫君、彼の写真の腕前はプロ級で2月に銀座で個展を開いたほど、5Jは無料の写真家付といつたところである。

5J会は、入学後三十年、四年の記念の年に、思い出の往復はがきによつていたが、昨年から名簿にメールアドレスを記載しているので、今年は、ひとまずメールで連絡をとり、確認のできない者に封書を送る、

大学文化祭に「焼き鳥や5J」をやろうとしたところ、主催者から、文化性がないと拒否され、中川善之助先生に応援してもらつて出店が認められた、といふことがあります。この収益で中川善之助先生のことをつくりた学年である。5Jが二年に進級したとき、中善教授は前年で定年

現在、法学部同窓会の役員を務めにしようか、と考えていたかも知れない会員に少なからぬ衝撃を与えた。予定したスピーチは以上であつたが、突然高橋信が立ち上り、「自分にも一言を」との申出があり、元気なところをPRした。スピーチの後では地元会員有志による民謡「さんさしぐれ」他の齊唱もあり益々賑わった。宴は一次会で終る筈もなく、予め隣室に用意した二回会場で、在仙会員が自発的に持ち寄った飲み物と、仙台名物の笹かまぼこ、長なす漬け等で遅くまで話しが弾んだ。

なお、今回初めての試みとして、参加したくとも諸般の事情で叶わなかつた会員に、恩師、会員のスピーチを要約して、記念写真と共に送つたところ、殊の外喜ばれたことを申し添える。

以上

### 37J同期会の開催

奥山利雄君の呼びかけにより、とつてくれるのは、弁護士の菊池一夫君、彼の写真の腕前はプロ級で2月に銀座で個展を開いたほど、5Jの在仙の同期生が集まり懇親会が開催された。久々の再会であつたため、各人の近況報告を中心に行なわれた。報告順に概要を以下に記す。（敬称略）

### 37J同期会

奥山利雄君の呼びかけにより、とつてくれるのは、弁護士の菊池一夫君、彼の写真の腕前はプロ級で2月に銀座で個展を開いたほど、5Jの在仙の同期生が集まり懇親会が開催された。久々の再会であつたため、各人の近況報告を中心に行なわれた。報告順に概要を以下に記す。（敬称略）

この四月、清水廣行君が、同窓会の事務局長になつた。我々同級年として、今後率先して、同窓会活動を支援してゆきたいと思っている。

（二〇年幹事 佐谷戸）

もある。

この四月、清水廣行君が、同窓会の事務局長になつた。我々同級年として、今後率先して、同窓会活動を支援してゆきたいと思っている。



稿されているので、そちらを参考照したい。)

(高橋良子・旧姓小宮山)

昨年と今年、日伊親善ジョイントコーラスコンサートに、

自分が38年間伴奏者として所属

している女声コーラスコスモスの一員として参加。お互い相手の言語に精通しているわけでもないのに、心尽くしのイタリア家庭料理とワインで盛り上り、一緒に歌うことで一体になって楽しんだ。

(寺嶋昭士)

寄付金がはかどらず、苦慮しているのでよろしく。昨年度の樂天イーグルスのホーム試合の殆どを応援した。

(松浦秀行)

現在、健康のためのサプリに凝っている。人間の寿命は、脳の最充実年齢(30歳)の3.5~4倍と考えられており、計算上105~120歳である。健康は人生の目的ではないが、健康でないことにより人生の目標は達せられない。100歳以上元気に長生きしたい。

(奥山利雄)

現在、カルチャースクールを数ヶ所やつており、マジックを教える傍ら、各方面からの招聘により公演活動も多数こなしている。(尚、彼のマジックについての手記がこの会報35号に投

弁護士が増えてきて、仕事量

が減ってきた。本校学生の司法試験の合格率が低いため、在仙の若手弁護士が受験のための講師を引き受けるなどの動きがある。

平均年齢65歳の面々は、第二の人生をそれぞれの人生観をもつて、有意義に過ごしていることを、改めて実感したひと時であった。

(文責 松浦秀行)

町内会の副会長を仰せつかつてある。朝日新聞宮城版に川柳を投稿し、二十数回掲載された。

そのうちの一首、「言うだけは晴耕雨読 田畠なし」

(斎藤隆二)

仙台で建設業の会社を経営している。例年行事にしていることであるが、近々、日本を数ヶ月間脱出し、英気を養っていく。

(徳江武志)

今月をもつて県庁をやめ、これから妻と一緒に生活が始まるが、どのように暮らしたらいいのか不安に思っている。(同席者からのアドバイス: 昼飯は要求しないほうが奥さん負担を与えず、良好な関係が築ける。)

(伊藤直之)

座敷ではどうも動きにくいし、



## 第34回 プラマイ会

### 開催される

話の輪が広がらぬ。今回は中華テープル席とした。これならば

自由に移動でき、皆と語り合う

ことができる。18時半のスタートには皆が揃わず、乾杯の練習

を繰り返す。19時過ぎ、ようやく全員が揃った。乾杯に続き、

3分スピーチが始まると、皆、積

もる話があり、ややもすると時

間が延びる。病気の話、親の話、

仕事の話、いずれも身につまざ

れる話が多い。皆それなりに離

れた。大体一番に手を挙げる人

は決まっている。今回も2月19日には参加の意思表示あり。

この会の問題、参加が不参加に変わり事

もあり、飛び込み参加もあり、

残っているらしい。思わず新入生時の歓迎コンパを思い出す。

仙台の話、北門食堂がまだ

47年卒業の方なら誰でも入会で

きます。どうぞ世話をまでコンタクト願います。あの懐かしい

仙台を思い出しながら、今の仙台を語りませんか?

47年卒業の方なら誰でも入会で

きます。どうぞ世話をまでコン

タクト願います。あの懐かしい

仙台を思い出しながら、今の仙

台を語りませんか?

世話人 和田義則

メール...wada-yos@ua.catv.jp

文責 和田義則(S47年卒業)

おくやみ

(平成十九年度に判明された方)

卒年

S

9

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3

3